

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和3年7月1日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2000336号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2100024号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成元年5月から同年9月1日まで
② 平成元年11月1日から平成2年6月1日まで
③ 平成3年6月から平成4年2月6日まで
④ 平成4年9月27日から同年12月1日まで

私は、平成元年5月にA社へ正社員として入社し、平成2年5月末まで勤務した。同社を退社後、平成3年6月に再入社し、平成4年11月30日まで勤務していた。

しかしながら、厚生年金保険の記録では、A社における厚生年金保険被保険者期間が、平成元年9月1日から同年11月1日までの期間及び平成4年2月6日から同年9月27日までの期間となっており、請求期間①から④までの各期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。

調査の上、A社における請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①から④までの各期間にA社に勤務していたと主張している。

しかしながら、A社の事業主、元事業主及び元取締役は、請求期間当時に係る資料がないため、請求者の当該期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している上、当該期間に同社において厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚に照会した

ものの、雇用形態など請求者が当該期間に勤務していたことをうかがわせる回答は得られず、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者及び上記同僚の雇用保険の加入記録は、いずれもオンライン記録により確認できる厚生年金保険被保険者記録と符合している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。